

指導死

その生徒指導に
行き過ぎはなかったか

奈良林和子

生徒指導を受けた後、これをきっかけに自殺した子どもたちがいる。このような「指導死」は、一九九六年以降に報道されただけでも一四人。二〇〇四年に自殺した井田将紀君を中心に「指導死」の実態を追った。



高校1年生の体育祭で同級生らとともに。自殺した井田将紀君は左から2番目。(写真/遺族提供)

二〇〇四年五月、埼玉原立所沢高校三年生だった井田将紀君は、中間テスト最終日の二時限目・物理のテスト中にカンニングを疑われた。一時限目に行なわれた日本史のテストに関するメモが机の上に置いてあったのを試験監督の教師が見つけた。それを物理のカンニングペーパーと誤認したのだ。教師は、内容を確認しないまま日本史のメモを取り上げた。将紀君は、テスト終了後に五人の教師から二時間近くわたってカンニングを疑われ追及、指導された。

それから約四時間後、将紀君は立休駐車場から飛び降り、自殺。直前に母親の携帯電話に「迷惑をかけてごめん」とメールを送信している。

カンニングしたという動かぬ証拠があれば、不正行為をしたことに対する指導が行なわれ、物理のテストはゼロ点になるといった処分が科せられる。しかし教師の取り上げたものは日本史のメモであって、物理のペーパーは最後まで見つからなかった。当日、教師らが行なった生徒指導

導委員会でもカンニングの事実を認められていない。教師らの思いこみにすぎなかったのは明らかだった。

将紀君の自殺から半年後、教師と校長、教頭らが母親へ宛てた手紙にはこういった内容が書かれていた。「一時間四五分もの間、将紀君を留め置くことになりました。五人の教員が入れ替わり事実確認を行なったことについては、行き当たりばったりと指摘されてもやむを得ない。組織的、計画的に事実確認を進めていくことができなかったことは事実です。同じようなことを起こさないよう生活指導の仕方の見直しを行なっています。本当に申し訳ございませんでした」

だが、納得できない母親の井田紀子さんは〇六年六月、学校設置者である埼玉県を相手に八〇〇〇万円の損害賠償を求めて提訴。すると裁判で教師らは、「謝罪文は母親に強要されて書いたもの。指導に問題はなかった。事件に巻き込まれたか、大学受験のことで悩んで自殺したのでは

ないか」と陳述した。

紀子さんによれば、将紀君は当日の朝、いつも通り元気に登校し、試験の翌週には友だちと出身中学校の体育祭に応援に行く約束をしている。「カンニングを疑われて追い詰められるようなことがなかったら、将紀君は死なずに今でも生きている」と紀子さんは語る。

〇八年七月、さいたま地裁は「教諭らには配慮すべき余地がないとはいえない」としながらも、「教師に認められている懲戒の範囲内であった違法とはいえない」として訴えを棄却。原告である紀子さんは東京高裁に控訴したが、〇九年七月三〇日の判決は原審を支持するものだった。埼玉原立は「判決ではわれわれの主張が認められた」とコメント。これに対し紀子さんは、「先生に一発でも殴られていたら勝訴したかもしれない」と悔しさをにじませた。

これは「精神的いじめ行為」

兵庫県龍野市(現、たつの市)立

同様の状況で事実確認を行なった結果とも言える。五人の教師らの行為は「精神的いじめ行為」である

「原因不明」として報告

文部科学省の「児童生徒の自殺統計」によると、九五年度に「教師の叱責」による自殺が一件あったのを最後に〇七年までの一二年間、「教師の叱責」による自殺、「教職員との関係」による自殺はゼロ件。〇八年度は「教職員との関係の悩み」による自殺が二件だった。しかしその間、報道され表面化しただけでも二人が生徒指導後に自殺していることがわかっていく(別表)。

各教育委員会は指導後の自殺であっても「原因不明」として文科省へ報告するため、統計上は「指導死」はないものにされているのだ。当然、再発防止策も取られてはいない。自殺した子どもたちは「教師に注意されたくらいで死ぬなんて、弱く

ようという姿勢の教師が数多く送り込まれてきたのだという。学校の事故・事件にくわしく、「教諭らの行為は学校教育法で教師に認められている懲戒行為とは異なる」という意見書を将紀君の裁判で裁判所に提出した明治大学名誉教授の伊藤進さんは、次のように判決の誤りを指摘する。



東京高裁の判決を受け、将紀君の写真を前にして記者会見する母親の紀子さん(右から2番目)。09年7月30日。(撮影/筆者)

「物理の試験中に物理に関するペーパーが机上にあったのなら、不正が行なわれた事実を前提とした懲戒行為は適切である。物理の試験に日本史のメモを持ち込んで、カンニングと疑われるような行為はすべきでない」と注意を促すのも生徒指導として適切である。しかし、日本史のメモを物理のカンニングペーパーと誤認したところから始まった今回のケースは、確証もないのに執拗にカンニングを疑った行為を懲戒の範囲内として違法性なしとするのは論理的に許容できない。

また、生徒指導に伴う自殺が現実であり、これを防止するために最善の配慮をすべきであることを教師は知っていたはずなのに、教育専門家や教育現場の教諭らが指摘する「通常では考えられない長時間にわたる事実確認」は、何とか白状させようとした結果だとみるのが妥当であり、罪を犯した大人に対する取り調べと

1998年以降の「指導死」一覧

1998.3.1 群馬県の中学2年の男子生徒が自殺。校内で友人らと喫煙し教師に友人の名を告げたことに責任を感じていたという。「迷惑かけてゴメン」などと書いた遺書があった。

1999.11.27 北海道立名寄農業高校の敷地内の寮で2年の男子生徒が首吊り自殺。研究発表の準備の際、生徒がテレビに気を取られたことに立腹した教師は体罰を加えていた。

1999.12.4 長崎市の私立海星高校2年の男子生徒は期末試験の際にカンニングしたのが見つかり、「トイレに行きたい」と教室を出て校外へ行きマンションから飛び降り自殺。

2000.1.16 長崎県五島市の中学1年の男子生徒が首吊り自殺。前日、服装などを注意され「なんで俺だけ」と教師ともみあいになった。夜には教師に謝罪の電話をかけている。

2000.9.30 埼玉県新座市立第二中学校2年の大貫陵平君が飛び降り自殺。前日、給食を食べたことで1時間半の指導。さらに反省文を書き全校集会で決意表明を求められていた。

2002.3.23 兵庫県立伊丹高校1年の西尾健司君は喫煙で無期限謹慎を言い渡された後に飛び降り自殺。3カ月前の試験時に、友人に答案を見せて停学処分を受けた際は全教科0点、教師に謝罪し反省日記を求められた。

2002.3.25 群馬県の東京農大二高2年の金沢昌輝君は運動部の練習中に過呼吸を起こしたが休ませてもらえず合宿当日に自殺。両親は学校を提訴し2005年に和解。和解条項に「人権を尊重した指導を行なう」と記された。

2004.3.10 長崎市立小島中学2年の安達雄大君は友人にライターを見せたことで指導中に飛び降り自殺。両親は長崎市を提訴した。指導と自殺の因果関係が認められたものの自殺を予見することは困難として原告敗訴。

2004.5.26 埼玉県立所沢高校3年の井田将紀君は教師5人から約2時間カンニングを疑われ4時間後に飛び降り自殺。(本文参照)

2006.3.16 北九州市立青葉小学校5年の永井匠君は新聞紙が同級生に当たり、教師に腕をねじ上げられるなどされ自殺。(本文参照)

2007.2.1 千葉県松戸市の中学2年の男子生徒が飛び降り自殺。前日、他の生徒とともに1人の生徒にケガを負わせた。指導を受け謝罪。本人も部活動で疎外されていると訴えていた。無理に暴力に引き込まれた可能性も。

2007.2.26 大阪府の私立大商学園高校1年の岸祐太郎君が校内で首吊り自殺。前日、補習のことで指導を受け、知人らに「死にたい」とメールを送信。校内の不審火の犯人と疑われ、疲れていたと家族は話している。

2008.7.20 北海道立稚内商工高校2年の今野匠君は生徒の中傷を携帯電話の掲示板に書いたとして教師らから約3時間指導を受け、停学処分の連絡を受けた後に自殺。遺書に「お前の罪は重いと言われた」とあった。

2009.1.19 福岡市立内浜中学1年の男子生徒が登校中に飛び降り自殺。3日前、忘れ物で教師に頭を叩かれた。半年前、同級生の上履きを隠したと疑われ、「やっていないと言っても信じてくれない。死にたい」と話した。

(新聞報道およびウェブサイト「日本の子どもたち」http://www.jca.apc.org/praca/takeda/の資料をもとに筆者作成)